

根室市功労者・貢献賞表彰基準

1 根室市功労者表彰

表彰の種類	基 準
功労者表彰	<ol style="list-style-type: none"> 1 医師・歯科医師として15年以上従事した者 2 市長、市議会議長並びに商工会議所会頭の職に5年以上在職した者、ただし、その候補者が対象となる公職に在職中のときは、その職を終えた後に、これを行うものとする。 3 執行機関又は地方自治法第138条の4第3項及び地方公営企業法第14条の規定により設置された附属機関の委員長の職に8年以上在職した者、ただし、その候補者が対象となる公職に在職中のときは、その職を終えた後に、これを行うものとする。 4 消防団長を10年以上在職した者、ただし、その候補者が対象となる公職に在職中のときは、その職を終えた後に、これを行うものとする。 5 開基及び市政施行記念式典等での特別表彰受賞者のうち、他団体・協議会等の役員等を複数務められ、市の行政、経済、社会、文化等の発展に尽力又は貢献した者 6 各貢献賞受賞者及び当該年度各貢献賞受賞候補者（それぞれ自治貢献2号を除く）のうち、他団体・協議会等の役員等を複数務められ、かつ、他分野（自治・社会・産業・教育）での長職を歴任されるなど市の行政、経済、社会、文化等の発展に複数の分野で尽力又は貢献した者、ただし、職を辞した者については、根室市在住に限る。 7 条例第6条第1項に規定する審議会において、市政の進展に寄与した者が「特に顕著である」と認められた者

2 根室市貢献賞表彰

表彰の種類	基 準
自治貢献賞	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会議員で満12年以上その職にあった者 2 法令等に基づく委員会の委員で満12年以上その職にあった者 3 副市長・助役及び収入役で満12年以上その職にあった者 4 その他市政の発展に寄与した者（市役所担当課において調査）

表彰の種類	基 準
社会貢献賞	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉事業の発展に功績のあったもの 2 町会長として15年以上その職にあった者及び民生の安定に功績のあったもの 3 薬剤師として満17年以上及び看護師・保健師・助産師として20年以上保健衛生業務に従事して功績のあった者 4 社会福祉事業施設等に満30年以上勤務し、成績優良な者 5 人の好まないような環境又は危険性の高い環境において、満30年以上職務に従事した者
産業貢献賞	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林・水産業の発展に功績のあったもの 2 商工業・建設業の発展に功績のあったもの 3 産業技術の改良・改善等に功績のあったもの 4 農林・水産業、商工業、建設業等に満30年以上従事し、優れた技能を通じ斯界の発展に寄与した者
教育貢献賞	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼児教育、学校教育又は社会教育の振興発展に功績のあったもの 2 体育の振興発展に功績のあったもの
善行賞	<ol style="list-style-type: none"> 1 自己の生命の危険をかえりみず防災人命救助等に尽力した者 2 公益のため、1件につき個人は50万円以上、団体は200万円以上の私財を寄附したものの、又は公益のため、10年以上にわたり通算で個人は50万円以上、団体は200万円以上の私財を寄附したものの 3 市民の模範となるような善行又は努力をした者

3 その他

国の叙勲・褒章、大臣表彰及び北海道貢献賞等を受章した者は、本基準にかかわらず表彰の対象者とすることができる。

【基準日】

表彰基準日は令和8年4月1日（ただし、特に必要と認められる場合は、この限りではありません）。